

別紙

逗子市立小・中学校の臨時休業に係る対応について

国の要請及び文部科学省の方針を踏まえ、逗子市教育委員会として次のとおり対応する。

- 1 逗子市立小・中学校を3月3日から、春休みまで臨時休業とする。

(考え方)

学校設置者として、感染防止を図り、子どもたちの安全安心を確保するため

- ・なお、休校の期間については、今後の状況の変化により変更することがある。
- ・児童・生徒への指導、保護者への連絡を行うため、3月2日(月)は通常通り登校し、小学校・中学校ともに給食終了後下校とする。
- ・卒業式については、文部科学省の「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」に沿って実施計画を再検討し、時間短縮に努める等、各学校が実施方法を検討する。